

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>関稅法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）（第一条關係）</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章（省略）</p> <p>第五章 通関</p> <p>第一節 總則（第五十八條 第五十九條の四）</p> <p>第二節 輸出申告の特例（第五十九條の五 第五十九條の十二）</p> <p>第三節～第七節（省略）</p> <p>第五章の二 認定通関業者（第六十九條・第六十九條の二）</p> <p>第六章 収容及び留置（第七十條 第八十一條）</p> <p>第七章～第九章（省略）</p> <p>附則</p> <p>第四条の四 削除</p>	<p>関稅法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）（第一条關係）</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章 同上</p> <p>第五章 同上</p> <p>第一節 總則（第五十八條 第五十九條の三）</p> <p>第二節 輸出申告の特例（第五十九條の四 第五十九條の十二）</p> <p>第三節～第七節 同上</p> <p>第六章 収容及び留置（第六十九條 第八十一條）</p> <p>第七章～第九章 同上</p> <p>附則</p> <p>（特例申告貨物について適用しない規定）</p> <p>第四条の四 法第七條の二第五項（申告の特例）に規定する政令で定める規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 定率法第十一條（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税） 、第十四條第六号、第十号、第十一号（貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合を除く。第四号において同じ。） 及び第十四号（無条件免税）、第十四條の二（再輸入減税）、第十七條（再輸出免税）、第十八條（再輸出減税）並びに第十九條の三（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）</p>

二 関税暫定措置法第八条の二第一項（特惠関税等）（同法第八条の四第一項（鉱工業産品等）に対する特惠関税の適用の停止の特例等）に規定する特定特惠鉱工業産品等に係る場合に限る。）

三 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下この号並びに第六十一条第一項第二号及び第四項において「メキシコ協定」という。）（第五条１（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるもの）に係る場合に限る。）

四 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第一号（定率法第十四条第六号、第十号、第十一号及び第十四号に係る部分に限る。）及び第四号並びに第三項第四号（免税等）（第十五条第一項（変質、損傷等の場合の軽減又は還付等）（第十五条の二（加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減）、第十五条の三（再輸出される課税物品に係る消費税の軽減）並びに第十六条の三（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付）

五 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項第三号及び第三項（内国消費税等に関する特例）

（特例輸入者の承認の申請の手続等）

第四条の五 法第七条の二第六項（申告の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 同上

2 5 同上

（増担保の提供命令の手続）

（特例輸入者の承認の申請の手続等）

第四条の五 法第七条の二第五項（申告の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 （省 略）

2 5 （省 略）

（担保の提供命令の手続）

第四条の十一 法第七条の八第一項（担保の提供）の規定による命令は、提供すべき担保の金額及び当該担保を提供すべき期間を記載した書面でしなければならない。

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二 特例輸入者は、帳簿を備え付けて、これに特例申告貨物で輸入の許可を受けたもの（以下この条及び第八十三条第三項において「許可済特例申告貨物」という。）について当該許可済特例申告貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める

書類は、次に掲げるものとする。

一 六（省略）

第四条の十一 税関長は、法第七条の八第二項（増担保の提供命令）の規定により増担保の提供を命ずるときは、その理由並びに提供すべき担保の額及び提供すべき期限を書面により特例輸入者に通知しなければならない。

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二 特例輸入者は、帳簿を備え付けて、これに特例申告貨物で輸入の許可を受けたもの（以下この条において「許可済特例申告貨物」という。）について当該許可済特例申告貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号並びに免税暫定措置法第八条第一項（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）の規定により関税の軽減を受けた場合にあつてはその旨を記載しなければならない。

2 同上

一 六 同上

七 許可済特例申告貨物（免税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた場合に限る。）の原料又は材料として輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書

イ 当該許可済特例申告貨物及び当該輸出された貨物の記号、番号、品名及び数量

ロ 加工又は組立ての明細

ハ 当該輸出された貨物とその輸出の許可の際の性質及び形状に
より輸入されるものとした場合の課税価格

ニ 当該許可済特例申告貨物につき関税の軽減を受けた額及びその計算の基礎

七 (省 略)
八 (省 略)
九 (省 略)
三〇七 (省 略)

(担保の解除)

第八条の四 税関長は、次に掲げる場合においては、直ちに担保を解除する手続きをしなければならない。

一 法第七条の八第一項(担保の提供)の規定により担保を提供した場合において、関税等(同項)に規定する関税等をいう。以下この号において同じ。)が納付されたとき、若しくは関税等を納付する必要がなくなつたとき、又は関税等の納付すべき期限が延長されたとき(その延長に係る担保が提供されたときに限る。)

二〇八 (省 略)

(払戻し等に係る法律の規定)

第十一条 法第十三条の二(過大な払いもどし等に係る関税額の徴収)に規定する政令で定める法律の規定は、定率法第十九条第一項(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)、第十九条の二第二項(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)、第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)並びに第二十条第一項及び第二項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)の規定とする。

(開庁時間外の貨物の積卸しの届出)

第十七条 法第十九条(開庁時間外の貨物の積卸し)の規定による届

八 同上
九 同上
十 同上
三〇七 同上

(担保の解除)

第八条の四 同上

一 法第七条の八第一項(担保の提供)の規定により担保(同条第二項の規定により当該担保に係る増担保を提供した場合は、当該増担保を含む。)を提供した場合において、関税等(同条第一項に規定する関税等をいう。以下この号において同じ。)が納付されたとき、若しくは関税等を納付する必要がなくなつたとき、又は関税等の納付すべき期限が延長されたとき(その延長に係る担保が提供されたときに限る。)

二〇八 同上

(払戻し等に係る法律の規定)

第十一条 法第十三条の二(過大な払いもどし等に係る関税額の徴収)に規定する政令で定める法律の規定は、定率法第十九条第一項(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)、第十九条の二第二項(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)、第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)並びに第二十条第一項及び第二項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)の規定とする。

(執務時間外の貨物の積卸しの届出)

第十七条 法第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)の規定による届

出は、貨物の積卸しをしようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、貨物の積卸しの別及び期間並びに積卸しをしようとする貨物の品名及び数量を記載した書面でしなければならない。

(保税地域外に置くことができる貨物)

第二十五条 法第三十条第一項第三号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

- 一 法第一百九条第一項(質問、検査又は領置等)の規定により領置され、又は法第二百一十一条第一項若しくは第二項(臨検、搜索又は差押)、法第二百二十二条第一項若しくは第二項(郵便物等の差押)若しくは法第二百二十三条(現行犯事件の臨検、搜索又は差押)の規定により差し押えられた物件

二 八 (省 略)

(保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等)

第四十二条 (省 略)

- 2 前項の申請書には、法第五十一条第三号(承認の要件)の規則を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十一条の五第一項若しくは第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認又は法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 及び 5 (省 略)

出は、貨物の積卸しをしようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、貨物の積卸しの別及び期間並びに積卸しをしようとする貨物の品名及び数量を記載した書面でなければならない。

(保税地域外に置くことができる貨物)

第二十五条 同 上

- 一 法第一百九条(質問、検査又は領置)の規定により領置され、又は法第二百一十一条第一項若しくは第二項(臨検、搜索又は差押)、法第二百二十二条第一項若しくは第二項(郵便物等の差押)若しくは法第二百二十三条(現行犯事件の臨検、搜索又は差押)の規定により差し押えられた物件

二 八 同 上

(保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等)

第四十二条 同 上

- 2 前項の申請書には、法第五十一条第三号(承認の要件)の規則を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者が法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認を受けている者であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 及び 5 同 上

(保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等)

第五十条の四 (省 略)

2 前項の申請書には、法第六十二条において準用する法第五十一条第三号(承認の要件)の規則を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項若しくは第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認又は法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4及び5 (省 略)

(国際運送貨物取扱業者に関する要件)

第五十五条の二 法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げる者であることとする。

一 法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)又は第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認を受けている者

二 法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)又は第五十六条第一項(保税工場の許可)の許可を受けている者であつて、その許可の日(二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日)から三年を経過している者(前号に掲げる者を除く。)

三 指定保税地域又は総合保税地域において貨物を管理する者であ

(保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等)

第五十条の四 同 上

2 前項の申請書には、法第六十二条において準用する法第五十一条第三号(承認の要件)の規則を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認を受けている者であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4及び5 同 上

つて、その管理を始めた日から三年を経過している者

四 次に掲げる者であつて、法第六十三条の二第一項の承認の申請の日前三年間において保税運送をしたことがある者

イ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第十九条の五第一項前段（貨物定期航路事業の届出）又は第二十条第一項前段若しくは第二項前段（不定期航路事業の届出）の届出（以下この号において「事業の届出」という。）をした者（当該事業の届出に係る同法第十九条の五第二項又は第二十条第三項の届出をしていない者に限る。）であつて、当該事業の届出の日）
二以上の事業の届出をしている場合にあつては、これらのうち最初にした事業の届出の日）から三年を経過している者

ロ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条（許可）の許可（同法第三条第一号（事業の種類）に掲げる一般港湾運送事業に係るものに限る。）を受けている者であつて、その許可の日（二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日）から三年を経過している者

ハ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項（許可）又は第二百九条第一項（外国人国際航空運送事業）の許可を受けている者であつて、その許可の日から三年を経過している者

二 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）若しくは第三十五条第一項（登録）の登録又は同法第二十条（許可）若しくは第四十五条第一項（許可）の許可を受けている者であつて、その登録又は許可の日から三年を経過している者

ホ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）又は第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の許可を受けている者であつて、その許

可の日から三年を経過している者

(保税運送の承認を受けることを要しない区間)

第五十五条の三 法第六十三条の二第二項(保税運送の特例)に規定する政令で定める区間は、外国貨物の管理が財務省令で定めるところにより電子情報処理組織(電子情報処理組織による税関手続の特例等)に関する法律第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)によつて行われている保税地域相互間とする。

(運送目録の記載事項等)

第五十五条の四 法第六十三条の二第二項(保税運送の特例)に規定する運送目録には、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに運送しようとする貨物の運送先、記号、番号、品名、数量及び価格を記載しなければならない。この場合において、運送する距離が短いことその他の事情により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

2 法第六十三条の二第四項の規定による運送目録の提出は、同条第三項の確認を受けた日から一月以内にするものとし、特定保税運送(同条第一項に規定する特定保税運送をいう。以下この項において同じ。)が次のいずれかに該当する場合には、その提出を要しないものとする。

- 一 法第六十三条の二第二項及び第三項の確認を行う税関官署の長が同一である特定保税運送
- 二 相互に多数の特定保税運送が行われる場所(同一の税関の管轄区域内の場所に限る。)として税関長が指定した特定の場所相互間において行われる特定保税運送

<p>三 輸出の許可を受けた貨物に係る特定保税運送</p> <p>3 法第六十三条の二第二項若しくは第三項の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。</p>	<p>(特定保税運送者の承認の申請の手続等)</p> <p>第五十五条の五 法第六十三条の三第一項(承認の手続等)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>一 法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)の住所又は居所及び氏名又は名称</p>	<p>二 申請者が法第六十三条の二第一項に規定する国際運送貨物取扱業者である場合にあつては、第五十五条の二各号のいずれに該当するか</p>	<p>三 その他財務省令で定める事項</p>	<p>2 前項の申請書には、法第六十三条の四第三号(承認の要件)の規則を添付しなければならない。</p>	<p>3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)若しくは第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認又は法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>4 申請者が第五十五条の二第三号又は第四号のいずれかに該当する者であるときは、第一項の申請書には、当該いずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。</p>	<p>5 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申</p>
--	--	--	---	------------------------	--	---	--	--

請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならぬ。

6 法第六十三條の二第一項の承認を受けた者（以下「特定保税運送者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

（国際運送貨物取扱業者の承認の要件に係る法律の指定）

第五十五條の六 法第六十三條の四第一号口（承認の要件）に規定する政令で定める国際運送貨物取扱業者の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同条第一号口に規定する政令で定める法律は、当該区分に応じ当該各号に定める法律とする。

- 一 第五十五條の二第四号イに該当する者 海上運送法
- 二 第五十五條の二第四号ロに該当する者 港湾運送事業法
- 三 第五十五條の二第四号ハに該当する者 航空法
- 四 第五十五條の二第四号ニに該当する者 貨物利用運送事業法
- 五 第五十五條の二第四号ホに該当する者 貨物自動車運送事業法

（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續）

第五十五條の七 法第六十三條の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 届出をする特定保税運送者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 法第六十三條の二第一項（保税運送の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつた旨

三 法第六十三條の二第一項の承認を受けた年月日

四 その他財務省令で定める事項

(承認の取消しの手続)

第五十五条の八 税関長は、法第六十三条の八第一項(承認の取消し)の規定により法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面によりその承認を受けていた者に通知しなければならない。

(関税の納付義務の免除の手続等)

第五十六条 第三十八条の規定は法第六十五条第一項ただし書(運送の期間の経過による関税の徴収)(同条第二項後段において準用する場合を含む。)の規定による承認について、第三十八条の二の規定は法第六十五条第四項の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条中「その置かれている」とあるのは「保税運送の承認書の番号(法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する特定保税運送に係る外国貨物を滅却しようとする場合を除く。)、滅却をしようとする」と、第三十八条の二第一号中「亡失した外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「保税運送の承認書の番号(法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する特定保税運送に係る外国貨物が亡失した場合を除く。)」と、同条第三号中「亡失した外国貨物が置かれていた場所」とあるのは「亡失の場所」と読み替えるものとする。

(輸出申告の手続)

第五十八条 輸出しようとする貨物についての法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、しなければならない。ただし

(関税の納付義務の免除の手続等)

第五十六条 第三十八条の規定は法第六十五条第一項ただし書(運送の期間の経過による関税の徴収)の規定による承認について、第三十八条の二の規定は法第六十五条第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条中「その置かれている」とあるのは「保税運送の承認書の番号、滅却をしようとする」と、第三十八条の二第一号中「亡失した外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「保税運送の承認書の番号」と、同条第三号中「亡失した外国貨物が置かれていた場所」とあるのは「亡失の場所」と読み替えるものとする。

(輸出申告の手続)

第五十八条 輸出しようとする貨物についての法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、なければならない。ただし

、税関長において当該貨物の種類又は価格を勘案し当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認め
る事項の記載を省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯
品（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条の第二
項第一号（支払手段等の輸出入の届出）に掲げる支払手段又は証券
に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除
く。）であるときは、口頭で申告させることができる。

一〇五（省略）

（輸入申告の手続）

第五十九条 輸入しようとする貨物についての法第六十七条（輸出又
は輸入の許可）の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載
した輸入申告書を税関長に提出して、しなければならない。この場
合においては、前条ただし書の規定を準用する。

一 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格（特例輸入者の特例申
告貨物にあつては、貨物の品名、数量及び価格）

二〇五（省略）

2（省略）

（輸入に際し課税標準の申告が必要となる特例申告貨物等に係る規
定）

第五十九条の三 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）及び第六十七
条の第二項第二号（輸出申告又は輸入申告の時期）に規定する政
令で定める規定は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ
合衆国との間の協定（以下この条並びに第六十一条第一項第二号及
び第四項において「メキシコ協定」という。）（第五条一（メキシコ
協定附属書一）の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の
基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるも

、税関長において当該貨物の種類又は価格を勘案し当該各号に掲げ
る事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認め
る事項の記載を省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯
品であるときは、口頭で申告させることができる。

一〇五 同上

（輸入申告の手続）

第五十九条 同上

一 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格

二〇五 同上

2 同上

のに係る場合に限る。」とする。

(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)

第五十九条の四 法第六十七条の二第一項第一号(輸出申告又は輸入申告の時期)の規定により、貨物を保税地域等(保税地域又は同項に規定する税関長が指定した場所をいう。以下この項において同じ。)に入れないで輸出申告又は輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一及び二 (省略)

三 輸入申告を電子情報処理組織を使用して行う場合(当該輸入申告に係る輸入貨物が本邦に迅速に引き取られる必要があり、かつ、当該輸入貨物の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合に限る。)

四 (省略)

2及び3 (省略)

第二節 輸出申告の特例

(特定輸出申告及び特定委託輸出申告の申告事項等)

第五十九条の五 法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受ける法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出申告(同項に規定する特定輸出者に係るものに限る。)に係る第五十八条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の二第一項(輸出申告又は輸入申告の時期)の規定の適用を受けないことを希望する旨及び次の各号」と、「省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品(外国為替令(昭和

(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)

第五十九条の三 同上

一及び二 同上

三 輸入申告を電子情報処理組織(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。)を使用して行う場合(当該輸入申告に係る輸入貨物が本邦に迅速に引き取られる必要があり、かつ、当該輸入貨物の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合に限る。)

四 同上

2及び3 同上

第二節 同上

(特定輸出申告の申告事項等)

第五十九条の四 法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受ける法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出申告に係る第五十八条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の二第一項(輸出申告又は輸入申告の時期)の規定の適用を受けないことを希望する旨及び次の各号」と、「省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品であるときは、口頭で申告させる」とあるのは「省略させる」とする。

五十五年政令第二百六十号) 第八条の二第一項第一号(支払手段等の輸出入の届出)に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金屬に該当するものを除く。)であるときは、口頭で申告させる」とあるのは「省略させる」とする。

2 前項の規定は、法第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七条の規定による輸出申告(同項に規定する特定委託輸出者に係るものに限る。)に係る第五十八条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「及び次の各号」とあるのは、「当該貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者及び次の各号」と読み替えるものとする。

3 前項の輸出申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

(輸出申告の特例を適用しない貨物の指定)

第五十九条の六 (省略)

(輸出申告の特例を適用しない貨物の指定)

第五十九条の五 同上

(輸出申告の特例が適用される貨物に適用しない規定の指定)

第五十九条の六 法第六十七条の三第四項(輸出申告の特例)に規定する政令で定める規定は、次に掲げるものとする。

- 一 一定率法第十七条(第一項第二号及び第三号を除く。)(再輸出免税)、第十八条(再輸出減税)、第十九条(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)、第十九条の二(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)、第十九条の三(輸入時と同一状態で輸出される場合の戻し税)及び第二十条(第二項及び第五項を除く。)(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)

二 関税暫定措置法第八条(加工又は組立てのため輸出された貨物

を原材料とした製品の減税)

三 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第四号(定率法第十七条第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。)及び第三項第四号(免税等)、第十五条の二(加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減)、第十五条の三(再輸出される課税物品に係る消費税の軽減)、第十六条第三項から第六項まで(保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例)、第十六条の三(輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付)並びに第十七条(第二項及び第五項を除く。) (違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等)

(特定輸出者の承認の申請の手続等)

第五十九条の七 法第六十七条の三第五項(輸出申告の特例)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四 同上

2 5 同上

(内国消費税の同時納付を要しない場合)

第六十二条の三十四 同上

一 同上

二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第二項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)に規定する特例納税申告書に係る貨物が輸入される場合(法第七条の八第一項(担保の提供)の規定による担保が提供されていない場合及び前号又は第四号に該当する場合を除く。)

三 同上

(特定輸出者の承認の申請の手続等)

第五十九条の七 法第六十七条の三第四項(輸出申告の特例)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四 (省 略)

2 5 (省 略)

(内国消費税の同時納付を要しない場合)

第六十二条の三十四 法第七十二条(関税等の納付と輸入の許可)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (省 略)

二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第二項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)に規定する特例納税申告書に係る貨物が輸入される場合(法第七条の八第一項(担保の提供)の規定により担保の提供を命ぜられた場合において当該担保が提供されていないとき及び前号又は第四号に該当する場合を除く。)

三 (省 略)

四 法第五十八条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）（法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合

五（省略）

第五章の二 認定通関業者

（認定通関業者の認定の手続等）

第六十九条 法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を通関業法（昭和四十二年法律第二百二十号）第三条第一項（通関業の許可）の許可をした税関長（二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうちいずれかの許可をした税関長）に提出しなければならない。

一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 通関業法第三条第一項の許可をした税関長（二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての税関長）

三 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、法第七十九条第三項第三号の規則を添付しなければならない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）、第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）又は第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申

四 法第五十八条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）（法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場）についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合

五 同上

請につき認定をしたときはその旨を、認定をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5 法第七十九条第一項の認定を受けた者は、その認定に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない。

(認定の取消しの手続)

第六十九条の二 税関長は、法第七十九条の四第一項(認定の取消し)の規定により法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

(収容の公告)

第七十条 法第八十条第三項(貨物の収容)の規定による公告には、収容した貨物の記号、番号、品名及び数量、その収容の際にあつた場所並びにその貨物が最初に収容された日から四月を経過してなお収容されているときは公売に付し、又は随意契約により売却する旨を記載しなければならない。

2 (省 略)

(収容課金)

第七十条の二 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

(収容に要した費用)

第七十条の三 法第八十三条第一項(収容の解除)に規定する収容に要した費用は、収容貨物の保管、運搬及び法第八十条第三項(貨物

(収容の公告)

第六十九条 法第七十九条第三項(収容の公告)の規定による公告には、収容した貨物の記号、番号、品名及び数量、その収容の際にあつた場所並びにその貨物が最初に収容された日から四月を経過してなお収容されているときは公売に付し、又は随意契約により売却する旨を記載しなければならない。

2 同 上

(収容課金)

第七十条 同 上

2 及び 3 同 上

(収容に要した費用)

第七十条の二 法第八十三条第一項(収容の解除)に規定する収容に要した費用は、収容貨物の保管、運搬及び法第七十九条第三項(収

の収容)の規定による公告に要した費用並びに通信費とする。

- 2 前項に規定する保管に要した費用の額は、収容貨物の保管の場所が法第八十条の二第三項本文(収容の方法)に規定する場所である場合には、その保管期間一日につき、収容貨物の重量一トン又は容積一立方メートルまでごとに百八十円とする。

3 (省 略)

(留置された貨物についての準用規定)

- 第八十一条 第七十条第二項及び第七十一条から前条までの規定は、法第八十六条第一項(旅客等の携帯品の留置)又は法第八十七条第一項(原産地を偽つた表示等がされている貨物の留置)の規定により留置された貨物について準用する。この場合において、第七十一条第一項中「法第八十三条第一項(収容の解除)に規定する承認」とあるのは「法第八十六条第二項又は法第八十七条第二項の規定による返還」と、「申請書を税関長に提出しなければならない。」とあるのは「申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、法第八十六条第一項の規定により留置された携帯品については、留置証を税関長に提出することをもつて足りる。」と、同条第二項及び第三項中「申請書」とあるのは「申請書又は留置証」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項等)

- 第八十三条 申告納税方式が適用される貨物(特例輸入者の特例申告貨物を除く。)を業として輸入する者(以下この条において「輸入者」という。)は、法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する帳簿を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物(以下この条において「輸入許可貨物」という。)について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年

容の公告等)の規定による公告に要した費用並びに通信費とする。

- 2 前項に規定する保管に要した費用の額は、収容貨物の保管の場所が法第八十条第三項本文(収容貨物の保管方法)に規定する場所である場合には、その保管期間一日につき、収容貨物の重量一トン又は容積一立方メートルまでごとに百八十円とする。

3 同 上

(留置された貨物についての準用規定)

- 第八十一条 第六十九条第二項及び第七十一条から前条までの規定は、法第八十六条第一項(旅客等の携帯品の留置)又は法第八十七条第一項(原産地を偽つた表示等がされている貨物の留置)の規定により留置された貨物について準用する。この場合において、第七十一条第一項中「法第八十三条第一項(収容の解除)に規定する承認」とあるのは「法第八十六条第二項又は法第八十七条第二項の規定による返還」と、「申請書を税関長に提出しなければならない。」とあるのは「申請書を税関長に提出しなければならない。但し、法第八十六条第一項の規定により留置された携帯品については、留置証を税関長に提出することをもつて足りる。」と、同条第二項及び第三項中「申請書」とあるのは「申請書又は留置証」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項等)

- 第八十三条 申告納税方式が適用される貨物(特例申告貨物を除く。)を業として輸入する者(以下この条において「輸入者」という。)は、法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する帳簿を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物(以下この条において「輸入許可貨物」という。)について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその

月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 (省 略)

3 第四条の十二第二項の規定は特例委託輸入者（法第七条の第二一項（申告の特例）に規定する特例委託輸入者をいう。）の許可済特例申告貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について、第六十一条第一項の規定は許可済特例申告貨物以外の輸入許可貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について、それぞれ準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸入申告に係る貨物の」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の契約書、」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類及び」と読み替えるものとする。

4 9 (省 略)

(届出を必要とする開庁時間外の事務等)

第八十七条 法第九十八条第一項（開庁時間外の事務の執行の求め）に規定する税関の事務のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 七 (省 略)

2 (省 略)

3 法第九十八条第一項の規定による届出は、執行を求めようとする事務の種類、時間及び事由を記載した書面でしなければならない。

許可書の番号を記載しなければならない。

2 同上

3 第六十一条第一項の規定は、法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸入申告に係る貨物の」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の契約書、」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類及び」と読み替えるものとする。

4 9 同上

(臨時開庁を必要とする事務等)

第八十七条 法第九十八条第一項（臨時開庁）に規定する政令で定める臨時の執務は、次に掲げるものとする。

一 七 同上

2 同上

3 法第九十八条第一項に規定する承認を受けようとする者は、臨時の執務を求めようとする事務の種類、時間及び事由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

(臨時開庁手数料の軽減の手続等)

第八十七条の二 法第一百一条第五項（手数料の軽減又は免除）の規定による届出（以下この条において「区域の届出」という。）は、次

に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行つ
ものとする。この場合においては、同項第二号に規定する財務大臣
の定める場合に該当する旨を記載した書面を添付しなければなら
ない。

一 当該区域の届出に係る区域（以下この条において「届出区域」
という。）の名称及び所在地

二 届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通の
ための施設であつて主要なものの名称及び所在地

三 届出区域が次項第一号に該当する場合には、同号に規定
するいずれかの年及びその年における法第九十八条第一項（臨時
開庁）の承認（以下この条において「臨時開庁承認」という。）
の回数

四 届出区域が次項第二号に該当する場合には、同号に規定
するいずれかの年及びその年において見込まれる臨時開庁承認の
回数

五 その他参考となるべき事項

2 法第一百一条第五項第一号に規定する政令で定める場合は、次のい
ずれかに該当する場合とする。

一 届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回
数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署に
おける臨時開庁承認の回数を合計した回数。次号において同じ。
）が、区域の届出の日の属する年又はその年の前年までの過去三
年間における各年のいずれかの年において三百六十五回以上ある
場合

二 届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回
数が、当該届出区域が法第一百一条第五項第二号に規定する財務大
臣の定める場合に該当することその他の事情を勘案して、区域の
届出の日の属する年又はその年の翌年以後五年間における各年の

(税関長の権限の委任)

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の二第二項（納期限の延長）の規定、法第十一条（関税の徴収）の規定及び特例申告貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）及び第六十九条の十九（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）

（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分に限る。）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八

いづれかの年において三百六十五回以上あることが見込まれる場合

3 | 税関長は、第一項の届出書を受理したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(税関長の権限の委任)

第九十二条 同 上

一 同 上

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可

条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三、第五十五条（法第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五及び第六十七条の十において準用する場合を含む。）の規定、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定、法第五十四条（承認の取消し等）（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六条（保税工場の許可）、第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）及び第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十二条の二第一項（保税運送の特例）、第六十二条の三第二項（承認の手続等）、第六十二条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）、第六十二条の七第二項（承認の失効）及び第六十二条の八第一項（承認の取消し）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七条の九（承認の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十三（第四項を除く。）（輸入し

）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三、第五十五条（法第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五及び第六十七条の十において準用する場合を含む。）の規定、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定、法第五十四条（承認の取消し等）（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六条（保税工場の許可）、第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）及び第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十二条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七条の九（承認の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第一百一条第五項（手数料の軽減又は免除）の規定

てはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第七十九条第一項及び第四項（通関業者の認定）、第七十九条の三第二項（認定の失効）並びに第七十九条の四第一項（認定の取消し）の規定

ロ（省 略）

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の十及び第七条の十二を除く。）、法第五章（運送）（法第六十三条の二第一項、第六十三条の三第二項、第六十三条の六、第六十三条の七第二項及び第六十三条の八第一項を除く。）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七条の七、第六十七条の九、第六十九条の四（第四項を除く。）、第六十九条の五、第六十九条の十三（第四項を除く。）及び第六十九条の十四を除く。）の規定

ロ 法第四十三条の三（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の規定、法第六十二条の三（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定、法第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）及び第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（これらの規定を法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第六十二条の六（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定、法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定並びに法第九十八条（開庁時間外の事務の執行の求め）の規定

ロ 同上

二 同上

イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の十及び第七条の十二を除く。）、法第五章（運送）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七条の七、第六十七条の九、第六十九条の四（第四項を除く。）、第六十九条の五、第六十九条の十三（第四項を除く。）及び第六十九条の十四を除く。）の規定

ロ 法第四十三条の三（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の規定、法第六十二条の三（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定、法第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）及び第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（これらの規定を法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第六十二条の六（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定、法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定並びに法第九十八条（臨時開庁）の規定

2
{
5 八
(省 (省
略) 略)

2
{
5 八
同 同
上 上

改 正 案

現 行

関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条関係）

第一章～第十章（省 略）

第十章の二 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等（第

五十四条の十三 第五十四条の十八）

第十一章～第十三章（省 略）

附則

（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）

第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用することを適当としない貨物）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一（省 略）

二 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他の事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量の貨物。ただし、当該貨物の課税価格（数量を課税標準とする貨物にあつては、法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号、第四条、第五条の二第一項第二号、第十三条の三及び第五十七条第十号において同じ。）が十万円以下であるものを除く。

三（省 略）

（変質又は損傷による減税の手続）

第三条 関税法第六条の二第一項第一号（申告納税方式）に規定する申告納税方式（第三項において「申告納税方式」という。）が適用

関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条関係）

第一章～第十章 同 上

第十章の二 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税（第五

十四条の十三 第五十四条の十七）

第十一章～第十三章 同 上

附則

（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）

第一条の二 同 上

一 同 上

二 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他の事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量の貨物。ただし、当該貨物の課税価格（数量を課税標準とする貨物にあつては、法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号、第四条、第五条の二、第十三条の三及び第五十七条において同じ。）が十万円以下であるものを除く。

三 同 上

（変質又は損傷による減税の手続）

第三条 関税法第六条の二第一項第一号（申告納税方式）に規定する申告納税方式（次項において「申告納税方式」という。）が適用さ

される貨物が輸入申告等の時（法第四条の五（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）に規定する輸入申告等の時をいう。次項及び第三項において同じ。）までに変質し、又は損傷したことに
より法第十条第一項（変質又は損傷による減税）の規定による関税の軽減を受けようとする者は、当該貨物についての輸入申告書（特
例申告貨物にあつては、特例申告書（関税法第七条の二第一項（申
告の特例）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）に、次に
掲げる事項を記載した書面を添付して、これをその輸入地を所轄す
る税関長に提出しなければならない。

一～三（省略）

2 | 輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した特例申告貨物につい
て法第十条第一項の規定により関税の軽減を受けようとする者は、
当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物について同項
の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければなら
ない。

3 | （省略）

4 | （省略）

（変質、損傷等による戻し税の手続）

第三条の二 法第十条第二項（変質、損傷等による戻し税）の規定の
適用を受けようとする者は、災害その他やむを得ない事故（以下「
災害等」という。）のやんだ後速やかに、当該災害等により滅失し
、又は変質し、若しくは損傷した貨物の記号、番号、品名、数量、
価格、関税の額、輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特
例申告貨物にあつては、その記号、番号、品名、数量、価格、関税
の額並びに特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号又は決
定通知書（同法第七条の十六第四項（更正通知書又は決定通知書）
に規定する決定通知書をいう。以下同じ。）の発出の年月日及び決

れる貨物が輸入申告等の時（法第四条の五（変質又は損傷に係る輸
入貨物の課税価格の決定）に規定する輸入申告等の時をいう。次項
において同じ。）までに変質し、又は損傷したことに
より法第十条第一項（変質又は損傷による減税）の規定による関税の軽減を受け
ようとする者は、当該貨物についての輸入申告書に、次に掲げる事
項を記載した書面を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長
に提出しなければならない。

一～三 同上

2 | 同上

3 | 同上

（変質、損傷等による戻し税の手続）

第三条の二 法第十条第二項（変質、損傷等による戻し税）の規定の
適用を受けようとする者は、災害その他やむを得ない事故（以下「
災害等」という。）のやんだ後速やかに、当該災害等により滅失し
、又は変質し、若しくは損傷した貨物の記号、番号、品名、数量、
価格、関税の額、輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特
例申告貨物にあつては、その記号、番号、品名、数量、価格、関税
の額並びに特例申告書（関税法第七条の二第一項（申告の特例）に
規定する特例申告書をいう。以下同じ。）の提出の年月日及び特例
申告書の番号又は決定通知書（同法第七条の十六第四項（更正通知

定通知書の番号)並びに当該貨物の置かれていた場所並びに被害の状況その他参考となるべき事項を記載した届出書を、その輸入地を所轄する税関長に提出して、当該事項についてその確認を受けなければならぬ。この場合において、税関長は、その届出に係る事項について確認したときは、当該届出書を提出した者に確認書を交付するものとする。

2 (省略)

第三条の四 第二条第二項及び第三条の二の規定は、法第十条第四項(変質、損傷等による控除)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二条第二項第一号中「納付された関税の全額(附帯税(関税法第二条第一項第四号の二(定義)に規定する附帯税をいう。以下同じ。)の額を除く。)」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、同項第二号中「額(附帯税の額を除く。)」とあるのは「額」と、第三条の二第一項中「災害その他やむを得ない事故(以下「災害等」という。)のやんだ後速やかに、当該災害等」とあるのは「控除に係る貨物についての特例申告書の提出期限内に、災害その他やむを得ない事故」と、「関税の額、輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、その記号、番号、品名、数量、価格、関税の額並びに特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号又は決定通知書(同法第七条の十六第四項(更正通知書又は決定通知書)に規定する決定通知書をいう。以下同じ。)の発出の年月日及び決定通知書の番号)」とあるのは「輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号」と、同条第二項中「災害等のやんだ日から三月以内」とあるのは「控除に係る貨物についての特例申告書の提出期限内」と、「証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決

書又は決定通知書)に規定する決定通知書をいう。以下同じ。)の発出の年月日及び決定通知書の番号)並びに当該貨物の置かれていた場所並びに被害の状況その他参考となるべき事項を記載した届出書を、その輸入地を所轄する税関長に提出して、当該事項についてその確認を受けなければならぬ。この場合において、税関長は、その届出に係る事項について確認したときは、当該届出書を提出した者に確認書を交付するものとする。

2 同上

第三条の四 第二条第二項及び第三条の二の規定は、法第十条第四項(変質、損傷等による控除)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二条第二項第一号中「納付された関税の全額(附帯税(関税法第二条第一項第四号の二(定義)に規定する附帯税をいう。以下同じ。)の額を除く。)」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、同項第二号中「額(附帯税の額を除く。)」とあるのは「額」と、第三条の二第一項中「災害その他やむを得ない事故(以下「災害等」という。)のやんだ後速やかに、当該災害等」とあるのは「控除に係る貨物についての特例申告書(関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書をいう。以下同じ。)の提出期限内に、災害その他やむを得ない事故」と、「関税の額、輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、その記号、番号、品名、数量、価格、関税の額並びに特例申告書(関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書をいう。以下同じ。)の提出の年月日及び特例申告書の番号又は決定通知書(同法第七条の十六第四項(更正通知書又は決定通知書)に規定する決定通知書をいう。以下同じ。)の発出の年月日及び決定通知書の番号)」とあるのは「輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号」と、同条第二項中「災害等のやんだ日か

定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証明書」と読み替えるものとする。

(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続)

第五条の二 法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入の際(特例申告貨物にあつては、特例申告の際)に、その輸入申告書(特例申告貨物にあつては、特例申告書)にその輸出された際の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は修繕を証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、その輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一(四) (省略)

2 特例申告貨物について法第十一条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物について同条の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

(製造用原料品の譲渡の場合の届出)

第十一条の二 法第十三条第一項(製造用原料品の減税又は免税)の規定により関税の軽減又は免除を受けた者は、当該関税の軽減又は免除を受けた製造用原料品を、同項に規定する期間内に、同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に掲げる用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署して、次に掲げる事項を記載し

ら三月以内」とあるのは「控除に係る貨物についての特例申告書の提出期限内」と、「証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)」とあるのは「証明書」と読み替えるものとする。

(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続)

第五条の二 法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入の際に、その輸入申告書にその輸出された際の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は修繕を証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、その輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一(四) 同上

(製造用原料品の譲渡の場合の届出)

第十一条の二 同上

た届出書を当該製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一～三 (省 略)

四 当該製造用原料品が置かれている場所
五及び六 (省 略)

(注文の取集めのための見本の輸入に係る免税の手続)

第十三条の四 特例申告貨物について法第十四条第六号(無条件免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物について同号の規定により関税の免除を受けようとする旨を付記しなければならない。

(関税を免除するラベルの指定)

第十三条の五 (省 略)

(無条件免税をしない携帯品)

第十三条の六 (省 略)

(無条件免税をしない引越荷物)

第十三条の七 (省 略)

(再輸入免税貨物の輸入の手続)

第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号(再輸入貨物の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、当該貨物の輸出の許可書(特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書)又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提示しなければならない。ただし、

一～三 同上

四 当該製造用原料品が置かれている製造工場の名称及び所在地
五及び六 同上

(関税を免除するラベルの指定)

第十三条の四 同上

(無条件免税をしない携帯品)

第十三条の五 同上

(無条件免税をしない引越荷物)

第十三条の六 同上

(再輸入免税貨物の輸入の手続)

第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号(再輸入貨物の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)次項において同じ。)の際に、当該貨物の輸出の許可書(特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書)又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提示しなければ

当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるときは、この限りでない。

2 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定により関税の免除を受けようとする貨物が、その輸出の際に当該貨物について第五十三条の二第二項の規定により同項に規定する戻し税用書類の交付若しくは返付を受け、又は第五十四条の二第二項若しくは第四項の規定によりこれらの規定に規定する書類の返付を受けたものである場合において、その輸入の時までに当該貨物について法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税）の規定による関税の払戻し（同条第五項の規定による減額を含む。）又は法第十九条の二第一項（内貨原料品による製品を輸出した場合の免税）の規定による関税の免除がされていないときは、当該貨物につき法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定による免除を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告の際に、その輸出の際に交付又は返付を受けたこれらの書類を同項の税関長に提出しなければならない。

3 特例申告貨物について法第十四条第十号、第十一号（貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合を除く。）又は第十四号の規定により関税の免除を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物についてこれらの規定により関税の免除を受けようとする旨を付記しなければならない。

（再輸入減税貨物の輸入の手續）

第十六条の五 法第十四条の二（再輸入減税）の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）に、当該貨物に係る輸出若しくは積戻しの許可書又はこれに代わる税関の証明書及び当該貨物に係る同条各号に掲げる関税の額についての税関の証明書を

ばならない。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるときは、この限りでない。

2 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定により関税の免除を受けようとする貨物が、その輸出の際に当該貨物について第五十三条の二第二項の規定により同項に規定する戻し税用書類の交付若しくは返付を受け、又は第五十四条の二第二項若しくは第四項の規定によりこれらの規定に規定する書類の返付を受けたものである場合において、その輸入の時までに当該貨物について法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税）の規定による関税の払戻し（同条第五項の規定による減額を含む。）又は法第十九条の二第一項（内貨原料品による製品を輸出した場合の免税）の規定による関税の免除がされていないときは、当該貨物につき法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定による免除を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告の際に、前項の規定による書類のほか、その輸出の際に交付又は返付を受けたこれらの書類を同項の税関長に提出しなければならない。

（再輸入減税貨物の輸入の手續）

第十六条の五 法第十四条の二（再輸入減税）の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入申告書に、当該貨物に係る輸出若しくは積戻しの許可書又はこれに代わる税関の証明書及び当該貨物に係る同条各号に掲げる関税の額についての税関の証明書を添付して、これをその輸入地を所轄す

添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 特例申告貨物について法第十四条の二の規定により関税の軽減を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物について同条の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

(再輸出貨物の免税の手續)

第三十四条 法第十七条第一項(再輸出免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名、数量及び輸入の目的、輸出の予定時期及び予定地並びに使用の場所を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 特例申告貨物について法第十七条第一項の規定により関税の免除を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物について同項の規定により関税の免除を受けようとする旨を付記しなければならない。

(再輸出免税貨物を別送して輸入する場合の規定の準用)

第三十五条 第十四条の規定は、自動車、船舶、航空機及び第三十三条の二第一項に定める物品で別送して輸入するものについて法第三十七条第一項第十号(一時入国者の携帯品の再輸出免税)の規定により関税の免除を受けようとする者について準用する。この場合においては、前条第一項の規定の適用を妨げない。

(再輸出免税貨物の輸入の手續)

第三十六条 法第十七条第一項第一号(加工用貨物の再輸出免税)の

る税関長に提出しなければならない。

(再輸出貨物の免税の手續)

第三十四条 法第十七条第一項(再輸出免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告の際に、その品名、数量及び輸入の目的、輸出の予定時期及び予定地並びに使用の場所を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(再輸出免税貨物を別送して輸入する場合の規定の準用)

第三十五条 第十四条の規定は、自動車、船舶、航空機及び第三十三条の二第一項に定める物品で別送して輸入するものについて法第三十七条第一項第十号(一時入国者の携帯品の再輸出免税)の規定により関税の免除を受けようとする者について準用する。この場合においては、前条の規定の適用を妨げない。

(再輸出免税貨物の輸入の手續)

第三十六条 法第十七条第一項第一号(加工用貨物の再輸出免税)の

規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）にその輸入の目的、加工の種類、加工者の住所及び氏名又は名称並びに輸出の予定地を付記しなければならない。

2 法第十七条第一項第二号から第十号まで（輸入貨物の容器等の再輸出免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）にその輸入の目的及び輸出の予定地を付記しなければならない。

（再輸出免税貨物の用途外使用等の届出）

第三十七条 法第十七条第一項各号（再輸出免税）の規定により関税の免除を受けた者は、その免除を受けた貨物を同項に規定する期間内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合には、あらかじめ、その品名、数量、輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）並びに新たに供しようとする用途及びその年月日を記載した届出書をその置かれている場所を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 （省略）

第十章の二 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等

（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等）

第五十四条の十三 法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定による届出は、同項の規定により関税の払戻しを受けようとする貨物の輸入申告の際に、同項の規定の適用を受けようとする旨、当該貨物の再輸出の予定時期及び予

規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告書にその輸入の目的、加工の種類、加工者の住所及び氏名又は名称並びに輸出の予定地を付記しなければならない。

2 法第十七条第一項第二号から第十号まで（輸入貨物の容器等の再輸出免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告書にその輸入の目的及び輸出の予定地を付記しなければならない。

（再輸出免税貨物の用途外使用等の届出）

第三十七条 法第十七条第一項各号（再輸出免税）の規定により関税の免除を受けた者は、その免除を受けた貨物を同項に規定する期間内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合には、あらかじめ、その品名、数量、輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号並びに新たに供しようとする用途及びその年月日を記載した届出書をその置かれている場所を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同上

第十章の二 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税

（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の手続）

第五十四条の十三 法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）の規定により関税の払戻しを受けようとする貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の輸入申告の際に、当該貨物の再輸出の予定時期及び予定地並びに当該貨物の性質及び形状

定地並びに当該貨物の性質及び形状その他その再輸出の確認のため必要な事項を記載した書面を税関長に提出することにより行うものとする。

2 (省略)

3 税関長は、第一項の書面の提出があつたときは、同項の貨物の性質及び形状を確認し、当該書面にその確認を行った旨を記載してこれを返付するものとする。

(再輸出の期間の延長の承認申請手続)

第五十四条の十四 法第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の輸入の許可の日から一年以内に、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、輸出の予定時期及び予定地並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を当該貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の額)

第五十四条の十五 法第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定による関税の払戻しの額は、同項の規定に該当する輸出をした貨物について納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課されるものに限る。))の額を除く。)とする。

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続)

第五十四条の十六 法第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定により関税の払戻しを受けようとする。

その他その再輸出の確認のため必要な事項を記載した書面を税関長に提出して、その確認を受けなければならない。

2 同上

3 税関長は、第一項の書面の提出があつたときは、当該書面にその確認を行った旨を記載してこれを返付するものとする。

(再輸出の期間の延長の承認申請手続)

第五十四条の十四 法第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)の税関長の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物の輸入の許可の日から一年以内に、当該承認を受けようとする貨物の品名、数量、輸出の予定時期及び予定地並びに当該承認を受けようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を当該貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の額)

第五十四条の十五 法第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)の規定による関税の払戻しの額は、同項の規定に該当する輸出をした貨物について納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課されるものに限る。))の額を除く。)とする。

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続)

第五十四条の十六 法第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)の規定により関税の払戻しを受けようとする。

する者は、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の理由を記載した申請書に第五十四条の十三第三項の規定により返付された書面及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを輸出申告をした税関の税関長に提出しなければならない。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）

第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九条の三第二項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは、「法第十九条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関税の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課されるものに限る。）の額を除く。）」とあるのは、「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは、「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを」とあるのは、「その延長された期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは、「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。

第五十四条の十八 第五十四条の十三、第五十四条の十五及び第五十

四条の十六の規定は、法第十九条の三第三項（輸入時と同一状態で

る者は、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の理由を記載した申請書に第五十四条の十三第三項の規定により返付された書面及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを輸出申告をした税関の税関長に提出しなければならない。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）

第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九条の三第二項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは、「法第十九条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関税の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課されるものに限る。）の額を除く。）」とあるのは、「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは、「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを」とあるのは、「その延長された期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは、「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。

再輸出される場合の戻し税等)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第三項」と、「納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項)重加算税)の規定により課されるものに限る。」の額を除く。」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十四条の十六中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「第五十四条の十八において準用する第五十四条の十三第三項」と、「証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)」とあるのは「証明書」と、「税関長に」とあるのは「税関長に(当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に)」と読み替えるものとする。

第十一章 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等

第十一章 同上

改 正 案

現 行

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）

目次

第一章 暫定税率（第一条 第六條の二）
第二章 第十章（省略）
附則

目次
第一章 暫定税率（第一条 第六條）
第二章 第十章 同 上
附則

（無税を適用するエチル ターシャリ プチルエーテルの証明方法）

第六條の二 法の別表第一第二九 九・一九号の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告（特例申告）（関税法第七條の第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）にあつては、特例申告に際し、経済産業大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 前項の証明書の交付の申請手続その他その発給に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（航空機部分品等の免税手続）

第八條 法第四條の規定により前条各号に掲げる物品について関税の免除を受けようとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）に際し、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

（航空機部分品等の免税手続）

第八條 法第四條の規定により前条各号に掲げる物品について関税の免除を受けようとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告）（関税法第七條の第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）にあつては、特例申告に際し、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に

一〇三 (省略)

2 (省略)

(麦等及び米穀等に係る証明方法)

第十一条 第二条の規定は、法第七条の三第二項第三号又は第四号に規定する証明について準用する。

(政府が貸付けを行った米穀に準ずる米穀の指定)

第十二条 第三条の二の規定は、法第七条の三第二項第四号に規定する政府が貸付けを行った米穀に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知とする。)に係る数量として、同法第二百一条第一項第一号(統計の作成)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。)に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法

提出しなければならない。

一〇三 同上

2 同上

(麦等及び米穀等に係る証明方法)

第十一条 第二条の規定は、法第七条の三第二項第三号又は第三号の二に規定する証明について準用する。

(政府が貸付けを行った米穀に準ずる米穀の指定)

第十二条 第三条の二の規定は、法第七条の三第二項第三号の二に規定する政府が貸付けを行った米穀に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知とする。)に係る数量として、同法第二百一条第一項第一号(統計の作成)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。)に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法

により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成二十年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 (省 略)

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第二十条 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

- 一 関税率表第三九二六・二〇号又は第三九二六・九〇号に掲げる物品
- 二 関税率表第四〇・一五項に掲げる物品
- 三 関税率表第四一・〇四項から第四一・〇七項まで又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品
- 四 関税率表第四二・〇三項に掲げる物品
- 五 関税率表第四二・〇五・〇〇号の二に掲げる物品
- 六 関税率表第四三・〇四項に掲げる物品
- 七 関税率表第四九〇八・九〇号に掲げる物品
- 八 関税率表第五〇・〇四項に掲げる物品のうち縫糸
- 九 関税率表第五〇・〇七項に掲げる物品
- 十 関税率表第五一・一一項から第五一・一三項までに掲げる物品
- 十一 関税率表第五二・〇四項又は第五二・〇八項から第五二・一一項までに掲げる物品
- 十二 関税率表第五三・〇九項から第五三・一一項までに掲げる物品

により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十九年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 同 上

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第二十条 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める貨物は、関税率表第四一・〇四項から第四一・〇七項まで又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品とする。

十三 関税率表第五四・〇一項、第五四・〇七項又は第五四・〇八項に掲げる物品

十四 関税率表第五五・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までに掲げる物品

十五 関税率表第五六類に掲げる物品

十六 関税率表第五八類に掲げる物品

十七 関税率表第五九類に掲げる物品

十八 関税率表第六〇類に掲げる物品

十九 関税率表第六一類に掲げる物品

二十 関税率表第六二類に掲げる物品

二十一 関税率表第七三一九・二〇号又は第七三二六・二〇号に掲げる物品

二十二 関税率表第七四一九・九九号に掲げる物品(ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網(銅の線から製造したものに限る。)、銅製のエキスパンデッドメタル並びに銅製のばねを除く。)

二十三 関税率表第八三・〇八項に掲げる物品

二十四 関税率表第九六・〇六項又は第九六・〇七項に掲げる物品

二十五 関税率表第三九二三・二二一号、第三九二三・二九号、第四

八一九・四〇号、第四八二一・一〇号又は第四八二三・九〇号に掲げる物品であつて包装に使用するもの

2 (省 略)

3 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

一 一 二十五 (省 略)

4 一 八 (省 略)

(加工又は組立てに係る製品の減税の手続)

2 同 上

3 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 一 二十五 同 上

4 一 八 同 上

(加工又は組立てに係る製品の減税の手続)

第二十三条 法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする製品の輸入の際（特例申告貨物にあつては、特例申告の際）に、その輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）に同条に規定する輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、その輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一～五 （省 略）

2～4 （省 略）

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 （省 略）

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

- 一 別表第一の第五二号に掲げる国を原産地とする関税率表第二九五・三一号に掲げる物品並びに別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一九号に掲げる物品（うなぎのもの及び節類以外のものに限る。）、第一六五・九号の二の（三）に掲げる物品のうち軟体動物のもの（あわび又は帆立貝のもの以外のもの）、気密容器入りのもの以外のものに限る。）、第六九一二・号に掲げる物品及び第九四四・九号に掲げ

第二十三条 法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする者（特例申告貨物について関税の軽減を受けようとする者を除く。）は、その軽減を受けようとする製品の輸入の際に、その輸入申告書に同条に規定する輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類並びに次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、その輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一～五 同上

2～4 同上

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 同上

2 同上

- 一 別表第一の第五二号に掲げる国を原産地とする関税率表第二九五・三一号に掲げる物品並びに別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二号の一、第四六一・二二号、第四六一・二二二号、第四六一・二二九号の二、第八二一三・号及び第八二一五・九九号に掲げる物品であつて、平成二十年三月三十一日までに輸入されるもの
- 二 別表第一の第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一四号に掲げる物品（気密容器入りのかつおのもの及びかつお節以外のものに限る。）並びに別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一九号に掲げる物品（うなぎのもの及び節類以外のものに限る。）、第一六五・九号の二の（三）に掲げる物品のうち軟体動物のもの（あわび又は帆立貝のもの以外のもの）、気密容器入りのもの以外のものに限る。）

る物品であつて、平成二十一年三月三十一日までに輸入されるもの

二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二二号の一、第八二二三・号及び第八二二五・九九号に掲げる物品であつて、平成二十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三 (省 略)

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二二号、第二三号、第三三号から第三六号まで、第三八号、第四八号、第五一号、第五三号から第五七号まで、第六二号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八号から第八二号まで、第八六号、第八七号、第九九号から第一一号まで、第一四号、第一九号、第一一一号、第一一三号、第一一六号、第一一七号、第二二号、第二三二号から第一三三号まで、第一三七号、第一四号から第一四二号まで、第一五号及び第一五二号から第一五四号までに掲げる国とする。

、第二八二四・一号に掲げる物品、第六九二・号に掲げる物品及び第九四四・九号に掲げる物品であつて、平成二十一年三月三十一日までに輸入されるもの

三 同 上

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二二号、第二三号、第二七号、第三三号から第三六号まで、第三八号、第四八号、第五一号、第五三号から第五七号まで、第六二号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八号から第八二号まで、第八六号、第八七号、第九九号から第一一号まで、第一四号、第一九号、第一一一号、第一一三号、第一一六号、第一一七号、第二二号、第二三一号から第一三三号まで、第一三七号、第一四号から第一四二号まで、第一五号及び第一五二号から第一五四号までに掲げる国とする。

改 正 案

現 行

<p>税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（第四条関係） （保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料） 第二条（省 略）</p>	<p>税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（第四条関係） （保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料） 第二条 同 上</p>
<p>2 前項の手数料の額は、保税蔵置場又は保税展示場において法第六十七條（輸出又は輸入の許可）（法第七十五條において準用する場合を含む。）に規定する許可又は法第二十三條第一項（船用品又は機用品の積込み等）若しくは法第七十三條第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する承認に係る税関の事務（第四項第一号及び次条第三項第一号において「特定税関事務」という。）を行う場合においては、前項の規定による額の二倍に相当する額（その額が同項の規定による額と当該事務を行うため関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第二十九條の三（税関職員の数を出の申請）の規定による申請に基づいて派出された税関職員の数を出の申請）の規定による申請に基づいて派出された税関職員の数を出の申請）の二倍に相当する額（第四項第一号、次条第三項第一号並びに第十三條の五第二項及び第三項において「派出費用相当額」という。）との合計額に満たないときは、当該合計額とする。</p>	<p>2 前項の手数料の額は、保税蔵置場又は保税展示場において法第六十七條（輸出又は輸入の許可）（法第七十五條（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）に規定する許可又は法第二十三條第一項（外国貨物である船用品又は機用品の積込み）若しくは法第七十三條第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する承認に係る税関の事務を行う場合においては、前項の規定による額の二倍に相当する額（その額が同項の規定による額と当該事務を行うため関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第二十九條の三の規定による申請に基づいて派出された税関職員の数を出の申請）の二倍に相当する額（その額が同項の規定による額と当該事務を行うため関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第二十九條の三の規定による申請に基づいて派出された税関職員の数を出の申請）の二倍に相当する額との合計額に満たないときは、当該合計額とする。</p>
<p>3 （省 略）</p> <p>4 税関長は、法第五十條第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第二項の規定により法第四十二條第一項の許可を受けたものとみなされた場所（以下この項において「届出蔵置場」という。）について法第百條第二号の規定により納付すべき手数料（当該届出蔵置場における法第五十條第一項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務が電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第二條第一号に規定する電子情報処</p>	<p>3 同 上</p> <p>4 税関長は、法第五十條第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第二項の規定により法第四十二條第一項の許可を受けたものとみなされた場所について法第百條第二号の規定により納付すべき手数料（当該場所における法第五十條第一項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務が電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第二條第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条第三項において同じ。）を使用して</p>

理組織をいう。次条第三項において同じ。）を使用して行われるものに係るものに限る。）については、法第百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

- 一 当該届出蔵置場において特定税関事務が行われる場合 第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該手数料の全額

（保税工場の許可手数料）

第三条（省 略）

2（省 略）

3 税関長は、法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第二項の規定により法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされた場所（以下この項において「届出工場」という。）について法第百条第二号の規定により納付すべき手数料（当該届出工場における法第五十六条第一項に規定する保税作業に関する業務が電子情報処理組織を使用して行われるものに係るものに限る。）については、法第百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

行われるもの（以下この項において「軽減蔵置場」という。）に係るものに限る。）については、法第百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、第一項の規定により計算される額（軽減蔵置場となる日の属する月及び軽減蔵置場でなくなる日の属する月については、日割により計算した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。

5 前項の規定により手数料の額が軽減される場合において、第九条第三項又は第十四条第三項の規定により納付され、又は前納された月分の手数料の額が前項の規定により軽減された後の額を超えることとなるときは、当該超える部分の額は、当該納付され、又は前納された月分以後の手数料の額に順次充当する。

（保税工場の許可手数料）

第三条 同 上

2 同 上

3 税関長は、法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第二項の規定により法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされた場所について法第百条第二号の規定により納付すべき手数料（当該場所における法第五十六条第一項に規定する保税作業に関する業務が電子情報処理組織を使用して行われるもの（以下この項において「軽減工場」という。）に係るものに限る。）については、法第百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、第一項の規定により計算される額（軽減工場となる日の属する月及び軽減工場でなくなる日の属する月については、日割により計算した額）の二分の一に相当する額を軽減することがで

一 当該届出工場において特定税関事務が行われる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該手数料の全額

第六条 削除

きる。

4 前条第五項の規定は、前項の規定により手数料の額が軽減される場合について準用する。

(臨時開庁についての承認手数料)

第六条 法第九十八条第一項(臨時開庁)に規定する承認(以下この条において「臨時開庁承認」という。)を受ける者が法第百条第四号(手数料)の規定により納付すべき手数料の額は、当該臨時開庁承認により税関職員が執務する次の各号に掲げる時間一時間までごとに、当該各号に定める額とする。

一 午前零時から午前五時までの時間 四千五百五十円(関税法施行令第八十七条第一項各号(臨時開庁を必要とする事務等)に規定する承認、許可又は交付を求める申請又は申告を電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第三条第一項(電子情報処理組織による申告又は処分の通知等)又は情報通信技術利用法第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定によりこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合の臨時開庁承認(以下この項において「電子申請等を行う場合の承認」という。))については、四千二百五十円)

二 午前五時から午後十時までの時間 四百円(電子申請等を行う場合の承認については、三千八百円)

三 午後十時から午後十二時までの時間 四千五百五十円(電子申請等を行う場合の承認については、四千二百五十円)

2 前項の場合において、臨時開庁承認に係る税関の執務に要する時

間のうちの一時間が同項第一号及び第二号又は第二号及び第三号の時間にまたがるときは、その一時間分に係る手数料の額は、同項第一号又は第三号に定める額とする。

3 税関長は、法第百一条第五項（手数料の軽減又は免除）の規定により地方公共団体が届け出た区域に所在する保税地域（法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所を含む。）に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨時開庁承認を受ける者が法第百条第四号の規定により納付すべき手数料については、第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額（当該臨時開庁承認が、法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者又は法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者が輸入し、又は輸出しようとする貨物に係るもの（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による許可に係る事務を求める場合のものに限る。）である場合にあっては、四分の三に相当する額）を軽減することができる。

（手数料の納付の時期及び方法等）

2 第九条 第一条、第五条、第七条又は前条第二項に規定する手数料は、法第二十条第一項（不開港への出入）若しくは法第六十九条第二項（貨物の検査場所）に規定する許可、法第百二条第一項及び第四項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による交付又は定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けようとする都度、納付しなければならない。

（手数料の納付の時期及び方法等）

2 同 上 第九条 第一条、第五条から第七条まで又は前条第二項に規定する手数料は、法第二十条第一項（不開港への出入）若しくは法第六十九条第二項（指定地外検査）に規定する許可、法第九十八条第一項（臨時開庁）に規定する承認、法第百二条第一項及び第四項（証明書類又は磁気テープ等の交付）の規定による交付又は定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けようとする都度、納付しなければならない。

2 （省略）

2 同 上

3 第二条から第四条まで又は前条第一項に規定する手数料は、一月分ごとに納付するものとし、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）、法第五十六条第一項（保税工場の許可）、法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）若しくは法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可又は定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）若しくは定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）の規定による承認の日の属する月分については、その許可又は承認の日から十日以内に納付しなければならない。

4 前項の手数料の額の計算の基準となる事項の変更が当該変更の日の属する月の翌月分の手数料の納付後に行われた場合において、納付すべき手数料の額が増加したときは、当該変更の日の属する月の末日と当該変更の日から十日を経過した日とのいずれか遅い日まで

にその増加した額を納付しなければならないものとし、納付すべき手数料の額が減少したときは、その減少した額をその翌月以降において納付すべき手数料の額から控除するものとする。

（災害による許可に係る手数料等の還付又は免除）

第十三条の二 法第百二条の二第一項（災害による手数料の還付、軽減又は免除）の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者は、財務大臣が法第二条の三第一項（災害による期限の延長）の規定により特定災害（同項に規定する特定災害をいう。次条第一項及び第十三条の四において同じ。）により相当な被害を受けた地域を指定した日から二月を経過する日までに、法第百二条の二第一項の還付を受けた旨を記載した書面に、次に掲げる書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に

3 第二条から第四条まで又は前条第一項に規定する手数料は、一月分ごとに納付するものとし、毎月二十五日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）、法第五十六条第一項（保税工場の許可）、法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）若しくは法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可又は定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）若しくは定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）の規定による承認の日の属する月分及び当該許可又は承認が月の二十六日以後に行われた場合におけるその翌月分については、その許可又は承認の日から十日以内に納付しなければならない。

4 前項の手数料の額の計算の基準となる事項の変更が月の二十六日以後に行われた場合において、納付すべき手数料の額が増加したときは、当該変更の日から十日以内にその増加した額を納付しなければならないものとし、納付すべき手数料の額が減少したときは、その減少した額をその翌月以降において納付すべき手数料の額から控除するものとする。

（災害による許可に係る手数料等の還付又は免除）

第十三条の二 同上

提出しなければならない。

一 (省 略)

二 還付を受けようとする金額に相当する額の法第百二条の二第一項に規定する手数料を納付した原因となつた法第六十九条第二項(貨物の検査場所)(法第七十五条において準用する場合を含む)の許可に係る貨物が法第百二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる貨物に該当することを証する書類

2 法第百二条の二第二項の規定により同項に規定する手数料の免除を受けようとする者は、関税法施行令第六十二条(指定地外検査の許可の申請)(同令第六十五条において準用する場合を含む。)に規定する申請書の提出の際に、法第百二条の二第二項の免除を受けたい旨を記載した書面及び免除を受けようとする当該手数料に係る貨物が同条第一項第一号又は第二号に掲げる貨物に該当することを証する書類を併せて提出しなければならない。

(自由貿易地域等に係る手数料の軽減等)

第十三条の五 (省 略)

2 税関長は、沖振法第四十五条第三項(保税蔵置場等の許可)の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号(手数料)の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条(手数料の軽減)の規定により第二条第一項の規定により計算される額(同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額)の二分の一に相当する額を軽減することができる。

3 税関長は、沖振法第四十五条第三項(保税蔵置場等の許可)の規

一 同 上

二 還付を受けようとする金額に相当する額の法第百二条の二第一項に規定する手数料を納付した原因となつた法第六十九条第二項(指定地外検査)(法第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)の許可又は法第九十八条第一項(臨時開庁)の承認に係る貨物が法第百二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる貨物に該当することを証する書類

2 法第百二条の二第二項(災害による手数料の還付、軽減又は免除)の規定により同項に規定する手数料の免除を受けようとする者は、関税法施行令第六十二条(指定地外検査の許可の申請)(同令第六十五条(外国貨物の積戻しの手続)において準用する場合を含む)又は第八十七条第三項(臨時開庁の承認の申請)に規定する申請書の提出の際に、法第百二条の二第二項の免除を受けたい旨を記載した書面及び免除を受けようとする当該手数料に係る貨物が同条第一項第一号又は第二号に掲げる貨物に該当することを証する書類を併せて提出しなければならない。

(自由貿易地域等に係る手数料の軽減等)

第十三条の五 同 上

2 税関長は、沖振法第四十五条第三項(保税蔵置場等の許可)の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号(手数料)の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条(手数料の軽減)の規定により第二条第一項の規定により計算される額(同条第四項の規定により計算される額)の二分の一に相当する額(同条第一項の規定により計算される額が軽減される場合にあつては、同条第一項の規定により計算される額の四分の一に相当する額)を軽減することができる。

3 税関長は、沖振法第四十五条第三項(保税蔵置場等の許可)の規

<p>2 第十四条 (省略)</p>	<p>定により保税工場の許可を受けた者が法第百条第二号(手数料)の規定により納付すべき手数料については、冲振法第四十六条(手数料の軽減)の規定により第三条第一項の規定により計算される額(同条第二項において準用する第二条第二項の規定が適用される場合)にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額(の二分の一)に相当する額を軽減することができる。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(手数料の前納等)</p>
<p>4 3 同上</p>	<p>定により保税工場の許可を受けた者が法第百条第二号(手数料)の規定により納付すべき手数料については、冲振法第四十六条(手数料の軽減)の規定により第三条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額(同条第三項の規定により手数料の額が軽減される場合)にあつては、同条第一項の規定により計算される額の四分の三に相当する額(を軽減することができる。</p> <p>4 同上</p> <p>(手数料の予納又は前納)</p> <p>第十四条 法第九十八条第一項(臨時開庁)に規定する承認の申請が、同一の申請者により同一の税関官署の長に対して恒常的に行われる場合には、当該承認に係る第六条に規定する手数料については、税関長の承認を受け、第九条第一項の規定にかかわらず、毎月分の見積額を予納することができる。</p> <p>2 前項の規定により予納した手数料に超過分が生じたときは、税関長は、これを翌月の手数料の予納分に充て、又は請求により同項の承認を受けた者に還付する。</p>

改正案

輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第五条関係）

（関税を免除する物品についての免税等の手続等）

第十三条 法第十三条第一項第一号若しくは第三号又は第三項第一号若しくは第三号の規定により国内消費税の免除を受けようとする者は、関税法施行令第五十九条第一項（輸入申告の手続）に規定する輸入申告書（関税法第七条の第二項（申告の特例）に規定する特例申告（以下「特例申告」という。）に係る課税物品にあつては同条第一項に規定する特例申告書）に、その免除を受けようとする国内消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

現行

輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第五条関係）

（関税を免除する物品についての免税等の手続等）

第十三条 法第十三条第一項第一号若しくは第三号又は第三項第一号若しくは第三号の規定により国内消費税の免除を受けようとする者は、関税法施行令第五十九条（輸入申告の手続）に規定する輸入申告書（関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第七号又は第八号（携帯品及び引越荷物の無条件免税）の別送して輸入する課税物品にあつては関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十四条第一項（別送する携帯品又は引越荷物の免税の手続）に規定する申告書とし、関税法第七条の第二項（特例申告）に規定する特例申告に係る課税物品にあつては同条第一項に規定する特例申告書とする。）に、その免除を受けようとする国内消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2 法第十三条第一項第二号若しくは第四号又は第三項第二号若しくは第四号の規定により国内消費税の免除を受けようとする者は、関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条の二第一項、第二十五条の三第一項若しくは第三十四条第一項（免税の手続）に規定する書面又は同令第二十五条第一項（免税の手続）に規定する申請書に、その免除を受けようとする国内消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2 法第十三条第一項第二号若しくは第四号又は第三項第二号若しくは第四号の規定により国内消費税の免除を受けようとする者は、関税率法施行令第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条の二第一項、第二十五条の三第一項若しくは第三十四条（免税の手続）に規定する書面又は同令第二十五条第一項（免税の手続）に規定する申請書に、その免除を受けようとする国内消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

3 特例申告に係る課税物品について法第十三条第一項第一号（関税

定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第六号、第十号、第十一号（貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合を除く。）及び第十四号（無条件免税）に係る部分に限る。）若しくは第四号又は第三項第四号の規定により内国消費税の免除を受けようとする者は、当該課税物品の輸入申告書（関税法施行令第五十九条第一項に規定する輸入申告書をいう。以下同じ。）に、当該課税物品についてこれらの規定により内国消費税の免除を受けようとする旨を付記しなければならない。

- 4 | (省略)
- 5 | (省略)
- 6 | (省略)
- 7 | (省略)

（変質又は損傷による軽減の手続）

第十七条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式（第三項において「申告納税方式」という。）が適用される引取りに係る課税物品が、課税物品の確定の時（法第十五条第一項ただし書に規定する課税物品の確定の時をいう。次項及び第三項において同じ。）までに変質し、又は損傷したことによる法第十五条第一項の規定による当該物品に係る内国消費税の軽減を受けようとする者は、関税定率法施行令第三条第一項（変質又は損傷による軽減の手続）に規定する書面に、当該物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項を付記しなければならない。

2 | 課税物品の確定の時までに変質し、又は損傷した特例申告に係る課税物品について法第十五条第一項の規定により内国消費税の軽減を受けようとする者は、当該物品の輸入申告書に、当該物品について同項の規定により内国消費税の軽減を受けようとする旨を付記し

- 3 | 同 上
- 4 | 同 上
- 5 | 同 上
- 6 | 同 上

（変質又は損傷による軽減の手続）

第十七条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式（次項において「申告納税方式」という。）が適用される引取りに係る課税物品が、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出する時までに変質し、又は損傷したことによる法第十五条第一項の規定による当該物品に係る内国消費税の軽減を受けようとする者は、関税定率法施行令第三条第一項（変質又は損傷による軽減の手続）に規定する書面に、当該物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項を付記しなければならない。

なければならぬ。

3 | 申告納税方式が適用される引取りに係る課税物品が、課税物品の確定の時の後関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可（以下「輸入の許可」という。）（同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることを承認されたものについては、当該承認）前に変質し、又は損傷したことにより法第十五条第一項の規定による内国消費税の軽減を受けようとする者は、当該物品に係る消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書又は国税通則法第十九条（修正申告）の規定による修正申告書に記載した課税標準又は税額について、同法第二十三条（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

4 | 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される引取りに係る課税物品について法第十五条第一項の規定により内国消費税の軽減を受けようとする者は、関税法施行令第三条第四項に規定する申請書に、当該物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項を付記しなければならない。

（変質、損傷等による還付の手続）

第十八条（省 略）

2 | 税関長は、前項の届出に係る事項について確認をしたときは、関税法施行令第三条の二第一項の確認書に、当該課税物品の内国消費税に係る事項を付記するものとする。

3 | 法第十五条第二項の規定により内国消費税額に相当する金額の還付を受けようとする者は、関税法施行令第三条の二第二項に規定する申請書に、その還付を受けようとする金額及びその計算の基

2 | 申告納税方式が適用される引取りに係る課税物品が、当該物品に係る消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出した後関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可（以下「輸入の許可」という。）（同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることを承認されたものについては、当該承認）前に変質し、又は損傷したことにより法第十五条第一項の規定による内国消費税の軽減を受けようとする者は、当該物品に係る消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書又は国税通則法第十九条（修正申告）の規定による修正申告書に記載した課税標準又は税額について、同法第二十三条（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

3 | 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される引取りに係る課税物品について法第十五条第一項の規定により内国消費税の軽減を受けようとする者は、関税法施行令第三条第三項に規定する申請書に、当該物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項を付記しなければならない。

（変質、損傷等による還付の手続）

第十八条 同 上

2 | 税関長は、前項の届出に係る事項について確認をしたときは、関税法施行令第三条の二第一項の確認書に、当該課税物品の内国消費税に係る事項を付記するものとする。

3 | 法第十五条第二項の規定により内国消費税額に相当する金額の還付を受けようとする者は、関税法施行令第三条の二第二項に規定する申請書に、その還付を受けようとする金額及びその計算の基

礎を付記しなければならない。

4 法第十五条第二項の規定による還付が揮発油税及び地方道路税に係るときは、これらの税に係る過誤納金の還付の場合の例により併せて還付する。

(加工又は修繕のため輸出された課税物品の消費税の軽減の手続)

第十九条の四 法第十五条の二の規定により消費税の軽減を受けようとする課税物品を輸出しようとする者は、関税率法施行令第五条第一項(加工又は修繕用貨物の輸出の手続)に規定する申告書に消費税の軽減を受けようとする旨並びに当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2 法第十五条の二の規定により消費税の軽減を受けようとする者は、関税率法施行令第五条の二第一項(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続)に規定する明細書に当該課税物品の品名及び数量等並びに当該課税物品につき消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎を付記しなければならない。

3 特例申告に係る課税物品について法第十五条の二の規定により消費税の軽減を受けようとする者は、当該課税物品の輸入申告書に、当該課税物品について同条の規定により消費税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

4 (省 略)

(再輸出される課税物品の消費税の軽減の手続)

第十九条の五 法第十五条の三第一項の規定により消費税の軽減を受けようとする者は、関税率法施行令第四十一条(再輸出免税貨物に関する規定の準用)において準用する同令第三十四条第一項(再輸出貨物の免税の手続)に規定する書面又は同令第四十一条により同令第三十八条(再輸出免税貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定

礎を付記しなければならない。

4 法第十五条第二項の規定による還付が揮発油税及び地方道路税に係るときは、これらの税に係る過誤納金の還付の場合の例により併せて還付する。

(加工又は修繕のため輸出された課税物品の消費税の軽減の手続)

第十九条の四 法第十五条の二の規定により消費税の軽減を受けようとする課税物品を輸出しようとする者は、関税率法施行令第五条第一項(加工又は修繕用貨物の輸出の手続)に規定する書類に消費税の軽減を受けようとする旨並びに当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2 法第十五条の二の規定により消費税の軽減を受けようとする者は、関税率法施行令第五条の二(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続)に規定する明細書に当該課税物品の品名及び数量等並びに当該課税物品につき消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎を付記しなければならない。

3 同上

(再輸出される課税物品の消費税の軽減の手続)

第十九条の五 法第十五条の三第一項の規定により消費税の軽減を受けようとする者は、関税率法施行令第四十一条(再輸出免税貨物に関する規定の準用)において準用する同令第三十四条(再輸出貨物の免税の手続)に規定する書面又は同令第四十一条により同令第三十八条(再輸出免税貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定)にお

（において準用する同令第十一条第一項本文（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手續）に規定する届出書若しくは同条第二項若しくは第三項に規定する申請書に、消費税の軽減を受けようとする旨並びに当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2 | 特例申告に係る課税物品について法第十五条の三の規定により消費税の軽減を受けようとする者は、当該課税物品の輸入申告書に、当該課税物品について同条の規定により消費税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

（輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の届出）

第二十六条の四 法第十六条の三第一項の規定による届出は、関税率法施行令第五十四条の十三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等）に規定する書面に、法第十六条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに同項の規定の適用を受けようとする課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記することにより行うものとする。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手續等についての規定の準用）

第二十六条の八 （省略）

第二十六条の九 第二十六条の四、第二十六条の六及び第二十六条の七の規定は、法第十六条の三第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十六条の四中「第五十四条の十三第一項」とあるのは「第五十四条の十八（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手續等）についての規定の準用」において

いて準用する同令第十一条第一項本文（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手續）に規定する届出書若しくは同条第二項若しくは第三項に規定する申請書に、消費税の軽減を受けようとする旨並びに当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

（輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の手續）

第二十六条の四 法第十六条の三第一項の規定の適用を受けようとする課税物品を輸入しようとする者は、関税率法施行令第五十四条の十三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の手續）に規定する書面に、当該課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手續等についての規定の準用）

第二十六条の八 同上

準用する同令第五十四条の十三第一項」と、第二十六条の六中「同項」とあるのは「法第十六条の第三項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（国税通則法第六十八条第一項（重加算税）の規定によるものに限る。）の額を除く。）」とあるのは「課されるべき内国消費税額」と、第二十六条の七第一項中「第五十四条の十六」とあるのは「第五十四条の十八（輸入時と同一体態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）」において準用する同令第五十四条の十六」と読み替えるものとする。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等の手続）

第二十七条（省略）

2（省略）

3 法第十七条第一項又は第二項の規定による還付が揮発油税及び地方道路税に係るときは、これらの税に係る過誤納金の還付の場合の例により併せて還付する。

（延滞税の免除の手続）

第二十九条 法第十八条の規定による税関長の確認を受けようとする者は、関税法施行令第九条第一項（延滞税の免除の手続）に規定する申請書に当該課税物品に係る内国消費税の税目、その申請の理由その他参考となるべき事項を付記しなければならない。

2（省略）

（税関長の権限の委任）

第三十条 保税地域から引き取られる課税物品に係る法その他の内国消費税に関する法令の規定に基づき税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任され

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等の手続）

第二十七条 同上

2 同上

3 法第十七条第一項又は第二項の規定による還付が揮発油税及び地方道路税に係るときは、これらの税に係る過誤納金の還付の場合の例によりあわせて還付する。

（延滞税の免除の手続）

第二十九条 法第十八条の規定による税関長の確認を受けようとする者は、関税法施行令第九条第一項（延滞税の免除の手続）に規定する申請書に当該課税物品に係る内国消費税の税目、その申請の理由その他参考となるべき事項を附記しなければならない。

2 同上

（税関長の権限の委任）

第三十条 保税地域から引き取られる課税物品に係る法その他の内国消費税に関する法令の規定に基づき税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任され

<p>2 5 (省 略)</p>	<p>るものとする。ただし、消費税法第五十一条第二項（引取りに係る課税貨物についての包括の納期限の延長）に規定する課税貨物及び特例申告に係る課税物品についての第二号に掲げる税関長の権限並びに国税通則法第四十三条第一項ただし書（国税の徴収の所轄庁）の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 国税通則法その他の法律中不服申立てに係る規定に基づく権限（次号において「不服申立てに関する権限」という。）以外の権限（同号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署</p> <p>二 (省 略)</p>
<p>2 5 同 上</p>	<p>るものとする。ただし、消費税法第五十一条第二項（引取りに係る課税貨物についての包括の納期限の延長）に規定する課税貨物及び法第六条第二項に規定する特例申告に係る課税物品についての第二号に掲げる税関長の権限並びに国税通則法第四十三条第一項ただし書（国税の徴収の所轄庁）の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 国税通則法その他の法律中不服申立てに係る規定に基づく権限（次号において「不服申立てに関する権限」という。）以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署</p> <p>二 同 上</p>

改 正 案

関稅定率法第五條の規定による便益關稅の適用に関する政令（昭和三十一年政令第二百三十七号）（第六條關係）

別表（第一條、第二條關係）

(省略)	大洋州	地域	国名
	サモア ナウル		

現 行

関稅定率法第五條の規定による便益關稅の適用に関する政令（昭和三十一年政令第二百三十七号）（第六條關係）

別表（第一條、第二條關係）

同上	大洋州	地域	国名
	サモア トンガ ナウル		

二 一 九 一 ・	第 四・ 四項までの物	品	の調製食料品（ミルク	の天然の組成分の含有量	の合計が乾燥状態におい	て全重量の三 %以上の	ものに限る。）	、コーヒ	ー、茶又はマテをもとと	した調製品（ミルクの天	然の組成分の含有量の合	計が乾燥状態において全	重量の三 %以上のもの	に限る。）並びに調製食	料品（関税率表第二一・	六項以外の項に該当す	るもの及び調製食用脂（	関税率表第 四・ 五項	の物品の含有量が全重量	の三 %を超え七 %以	下のものに限る。）を除	くものとし、ミルクの天	然の組成分の含有量の合	計が乾燥状態において全	重量の三 %以上のもの	に限る。）	平成二〇年	四月一日か	ら平成二一	年三月三一	七四、九七	三トン	得た数を当	該物品の全	重量に乘じ	て得た数量	とする。）
二 一 九 一 ・	第 四・ 四項までの物	品	の調製食料品（ミルク	の天然の組成分の含有量	の合計が乾燥状態におい	て全重量の三 %以上の	ものに限る。）	、コーヒ	ー、茶又はマテをもとと	した調製品（ミルクの天	然の組成分の含有量の合	計が乾燥状態において全	重量の三 %以上のもの	に限る。）並びに調製食	料品（関税率表第二一・	六項以外の項に該当す	るもの及び調製食用脂（	関税率表第 四・ 五項	の物品の含有量が全重量	の三 %を超え七 %以	下のものに限る。）を除	くものとし、ミルクの天	然の組成分の含有量の合	計が乾燥状態において全	重量の三 %以上のもの	に限る。）	平成一九年	四月一日か	ら平成二一	年三月三一	七四、九七	三トン	得た数を当	該物品の全	重量に乘じ	て得た数量	とする。）

<p>四二・ 二九</p> <p>を加えたものに限る。 のうち学校等給食用の の以外のもの</p>	<p>四二・ 一 四二・ 二二</p> <p>粉状、粒状その他の固形 状のミルク及びクリーム （濃縮若しくは乾燥をし 又は砂糖その他の甘味料 を加えたものに限る。） のうち学校等給食用のも の</p>	<p>四二・ 九一</p> <p>ミルク及びクリーム（濃 縮又は乾燥をしたものに 限るものとし、粉状、粒 状その他の固形状のもの 以外のもので、砂糖その 他の甘味料を加えてない ものに限る。）</p>	<p>四四・ 一</p> <p>無機質を濃縮したホエイ</p> <p>ホエイ及び調製ホエイの うち無機質を濃縮したホ エイ以外のもので、関税 暫定措置法施行令（昭和 三十五年政令第六十九号 ）第一条に規定する配合</p>
<p>日まで</p>	<p>平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで</p>	<p>平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで</p>	<p>平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで</p>
<p>七、二六四 トン</p>	<p>一、五 トン</p>	<p>一四、 トン</p>	<p>四五、 トン</p>

<p>四二・ 二九</p> <p>を加えたものに限る。 のうち学校等給食用の の以外のもの</p>	<p>四二・ 一 四二・ 二二</p> <p>粉状、粒状その他の固形 状のミルク及びクリーム （濃縮若しくは乾燥をし 又は砂糖その他の甘味料 を加えたものに限る。） のうち学校等給食用のも の</p>	<p>四二・ 九一</p> <p>ミルク及びクリーム（濃 縮又は乾燥をしたものに 限るものとし、粉状、粒 状その他の固形状のもの 以外のもので、砂糖その 他の甘味料を加えてない ものに限る。）</p>	<p>四四・ 一</p> <p>無機質を濃縮したホエイ</p> <p>ホエイ及び調製ホエイの うち無機質を濃縮したホ エイ以外のもので、関税 暫定措置法施行令（昭和 三十五年政令第六十九号 ）第一条に規定する配合</p>
<p>日まで</p>	<p>平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで</p>	<p>平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで</p>	<p>平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで</p>
<p>七、二六四 トン</p>	<p>一、五 トン</p>	<p>一四、 トン</p>	<p>四五、 トン</p>

五 七二三・	三九 七二三・	三三 七二三・	三三 七二三・	三三 七二三・	一 七二三・	九 四六・	四 四六・	一 四六・	九 四五・	四 四五・	九 四四・	一 四四・	の 飼料の製造に使用するもの
		ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	を問わない。(のうち、	又は割つてあるかないか	皮を除いてあるかないか	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、	チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの	プロセスチーズの原料として使用するもの	ミルクから得たバターその他の油脂	ミルクから得たバターその他の油脂	の製造に使用するもの	のうち乳幼児用の調製粉乳の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の組成分から成る物品の	の
			一日まで	から平成二一年三月三	平成一九年一月一日	平成二〇年四月一日か	平成一九年四月一日か	平成二〇年四月一日か	平成二〇年四月一日か	平成二〇年四月一日か	平成二一年三月三一日まで	平成二一年四月一日か	
					七六、トン	三八、九トン	六六、七トン		五八一トン			二五、トン	

五 七二三・	三九 七二三・	三三 七二三・	三三 七二三・	三三 七二三・	一 七二三・	九 四六・	四 四六・	一 四六・	九 四五・	四 四五・	九 四四・	一 四四・	の 飼料の製造に使用するもの
		ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	を問わない。(のうち、	又は割つてあるかないか	皮を除いてあるかないか	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、	チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの	プロセスチーズの原料として使用するもの	ミルクから得たバターその他の油脂	ミルクから得たバターその他の油脂	の製造に使用するもの	のうち乳幼児用の調製粉乳の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の組成分から成る物品の	の
			一日まで	から平成二一年三月三	平成一九年一月一日	平成一九年四月一日か	平成一九年四月一日か	平成一九年四月一日か	平成一九年四月一日か	平成一九年四月一日か	平成二一年三月三一日まで	平成一九年四月一日か	
					七六、トン	三八、九トン	六二、八トン		五八一トン			二五、トン	

九	七二・三	九	一五・	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成二〇年四月一日から同年九月三日まで	二、〇八七ト
九	七二・三	九	一五・	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	三三三、八トン
九	七二・三	九	一五・	とうもろこしのうちコーンフ레이크、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成二〇年四月一日から同年九月三日まで	三八、四トン
九	七二・三	九	一五・	とうもろこしのうちその他のもの	平成二〇年四月一日から同年九月三日まで	八二、五トン
一一	八・	一一	七・	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)	平成二〇年四月一日から同年九月三日まで	三〇五、六トン
一一	八・	一一	七・	でん粉(小麦でん粉を除	平成二〇年	八四、二

九	七二・三	九	一五・	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成一九年一月一日から平成二一年三月三十一日まで	一、九九四ト
九	七二・三	九	一五・	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	平成一九年一月一日から平成二一年三月三十一日まで	一五六、五トン
九	七二・三	九	一五・	とうもろこしのうちコーンフ레이크、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成一九年一月一日から平成二一年三月三十一日まで	三八、三トン
九	七二・三	九	一五・	とうもろこしのうちその他のもの	平成一九年一月一日から平成二一年三月三十一日まで	六九、八トン
一一	八・	一一	七・	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)	平成一九年一月一日から平成二一年三月三十一日まで	二七二、トン
一一	八・	一一	七・	でん粉(小麦でん粉を除	平成一九年	八四、二

二二	八・	く。) 及びイヌリン並び	四月一日か	トン
一一	八・	に穀粉、ミール又はでん	ら同年九月	
一三	粉の調製食料品(米、小		三日まで	
一一	八・	麦、ライ小麦、大麦若し		
一四	くは裸麦の粉、ひき割り			
一一	八・	したものの、ミール若しく		
一九	はペレット又はでん粉の			
一一	八・	一以上を含有するもので		
二	、これらの物品の含有量			
一九	の合計が全重量の八五%			
二	を超えるものに限るもの			
一九	とし、ケーキミックス及			
九	び育児食用又は食餌療法			
	用のものを除く。) のう			
	ちでん粉が最大の重量を			
	占めるもの(小麦でん粉			
	を含有するものを除く。			
一一	二・	落花生(いつてないもの	平成二〇年	七五、
一一	二・	その他の加熱による調理	四月一日か	トン(む
二	をしないものに限るも		ら平成二一	きみ換算数
	のとし、殻を除いてある		年三月三一	量とし、殻
	かないか又は割つてある		日まで	付きのもの
	かないかを問わない。)			一トンは、
				殻を除いた
				もの・七
				五トンに換
				算するもの
二二	八・	く。) 及びイヌリン並び	一月一日	トン
一一	八・	に穀粉、ミール又はでん	から平成二	
一三	粉の調製食料品(米、小		一年三月三	
一一	八・	麦、ライ小麦、大麦若し	一日まで	
一四	くは裸麦の粉、ひき割り			
一一	八・	したものの、ミール若しく		
一九	はペレット又はでん粉の			
一一	八・	一以上を含有するもので		
二	、これらの物品の含有量			
一九	の合計が全重量の八五%			
二	を超えるものに限るもの			
一九	とし、ケーキミックス及			
九	び育児食用又は食餌療法			
	用のものを除く。) のう			
	ちでん粉が最大の重量を			
	占めるもの(小麦でん粉			
	を含有するものを除く。			
一一	二・	落花生(いつてないもの	平成一九年	七五、
一一	二・	その他の加熱による調理	四月一日か	トン(む
二	をしないものに限るも		ら平成二一	きみ換算数
	のとし、殻を除いてある		年三月三一	量とし、殻
	かないか又は割つてある		日まで	付きのもの
	かないかを問わない。)			一トンは、
				殻を除いた
				もの・七
				五トンに換
				算するもの

一一二二・ 九九	こんにやく芋（アモルフ オファルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	二六七トン （荒粉換算 数量とし、 生芋一トン は、荒粉 ・一五八ト ンに、精粉 一トンは、 荒粉一・七 六一トンに それぞれ換 算するもの とする。）
一七三・ 一七三・ 九	糖みつ（砂糖の抽出又は 精製の際に生ずるものに 限る。）のうちアルコー ルの製造用のもの	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	一〇、 トン
一八六・ 二	ココアを含有する調製食 料品（塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量が二キログラ ムを超える容器入り又は	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	一七、二 トン
一一二二・ 九九	こんにやく芋（アモルフ オファルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）	平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	二六七トン （荒粉換算 数量とし、 生芋一トン は、荒粉 ・一五八ト ンに、精粉 一トンは、 荒粉一・七 六一トンに それぞれ換 算するもの とする。）
一七三・ 一七三・ 九	糖みつ（砂糖の抽出又は 精製の際に生ずるものに 限る。）のうちアルコー ルの製造用のもの	平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	一一、 トン
一八六・ 二	ココアを含有する調製食 料品（塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量が二キログラ ムを超える容器入り又は	平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	一七、一 トン

四一	一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	二二四、 平方メ ートル
四一	一・	鮮のもの及び塩蔵、乾燥	年三月三一 日まで	
四一	一・	、石灰漬け、酸漬けその		
九	四・	他の保存に適する処理を		
四一	四・	したもので、なめし、パ		
一一	四・	ーチメント仕上げ又はこ		
四一	四・	れら以上の加工をしてな		
一九	四・	いものに限るものとし、		
四一	四・	脱毛してあるかないか又		
四一	四・	はスプリットしてあるか		
四一	四・	ないかを問わない。）の		
四九	四・	うち、クロムなめしのも		
四一	七・	の（なめし過程（前なめ		
一一	七・	しを含む。）中のものの		
四一	七・	うちなめしを終えてない		
一一	七・	もの）及びなめし過程に		
四一	七・	ないもの以外のもの、牛		
一九	七・	又は馬類の動物のなめし		
四一	七・	た皮（なめしたものと及び		
九一	七・	クラストにしたもので、		
四一	七・	これらを超える加工をし		
九二	七・	ておらず、毛が付いてい		
四一	七・	ないものに限るものとし		
九九	七・	、スプリットしてあるか		
四一	一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生	平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	二二四、 平方メ ートル
四一	一・	鮮のもの及び塩蔵、乾燥	年三月三一 日まで	
四一	一・	、石灰漬け、酸漬けその		
九	四・	他の保存に適する処理を		
四一	四・	したもので、なめし、パ		
一一	四・	ーチメント仕上げ又はこ		
四一	四・	れら以上の加工をしてな		
一九	四・	いものに限るものとし、		
四一	四・	脱毛してあるかないか又		
四一	四・	はスプリットしてあるか		
四一	四・	ないかを問わない。）の		
四九	四・	うち、クロムなめしのも		
四一	七・	の（なめし過程（前なめ		
一一	七・	しを含む。）中のものの		
四一	七・	うちなめしを終えてない		
一一	七・	もの）及びなめし過程に		
四一	七・	ないもの以外のもの、牛		
一九	七・	又は馬類の動物のなめし		
四一	七・	た皮（なめしたものと及び		
九一	七・	クラストにしたもので、		
四一	七・	これらを超える加工をし		
九二	七・	ておらず、毛が付いてい		
四一	七・	ないものに限るものとし		
九九	七・	、スプリットしてあるか		

四一 五・	羊及びやぎのなめした皮 (なめしたものと及びクラ ストにしたもので、これ らを超える加工をしてお	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一	一、七 平
四一 六・	羊及びやぎのなめした皮 (なめしたものと及びクラ ストにしたもので、これ らを超える加工をしてお	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一	一、四六六 平
四一 五・	牛又は馬類の動物のなめ した皮のうち、染色し たものと及び牛又は馬類の 動物の革のうち、染色し し又は模様付けしたもの の以外のも	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	一、四六六 平
四一 五・	羊及びやぎのなめした皮 (なめしたものと及びクラ ストにしたもので、これ らを超える加工をしてお	平成一九年 四月一日か ら平成二〇 年三月三一	一、七 平
四一 六・	羊及びやぎのなめした皮 (なめしたものと及びクラ ストにしたもので、これ らを超える加工をしてお	平成一九年 四月一日か ら平成二〇 年三月三一	一、四六六 平
四一 五・	牛又は馬類の動物のなめ した皮のうち、染色し たものと及び牛又は馬類の 動物の革のうち、染色し し又は模様付けしたもの の以外のも	平成一九年 四月一日か ら平成二〇 年三月三一 日まで	一、四六六 平

四二二・ 四二一三・ 一	らず、毛が付いていないものに 限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。のうちの、染色したものの並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものは模様に適するものに限る。）	日まで	一、九九五 トン
六四三・ 二 六四三・ 四 六四三・ 五	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並び	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	一、二、一 九、 足
四二二・ 四二一三・ 一	らず、毛が付いていないものに 限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。のうちの、染色したものの並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものは模様に適するものに限る。）	日まで	一、九九五 トン
六四三・ 二 六四三・ 四 六四三・ 五	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並び	平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	一、二、一 九、 足

六四三・	にこれら以外のもの
五九	底が革製のもの（スポー
六四三・	ツ用のもの、体操用、競
九一	技用その他これらに類す
六四三・	る用途に供するもの及び
九九	スリッパを除くものとし
六四四・	、甲が革製のもの以外の
一九	ものにあつては、甲の一
六四四・	部に革を使用したものに
二	限る。）
六四五・	
一	
六四五・	
九	

六四三・	にこれら以外のもの
五九	底が革製のもの（スポー
六四三・	ツ用のもの、体操用、競
九一	技用その他これらに類す
六四三・	る用途に供するもの及び
九九	スリッパを除くものとし
六四四・	、甲が革製のもの以外の
一九	ものにあつては、甲の一
六四四・	部に革を使用したものに
二	限る。）
六四五・	
一	
六四五・	
九	

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
五 一・ 五 二・	繭（繰糸に適するものに 限る。）及び生糸（よつ てないものに限るものと し、野蚕のものを除く。 ）	関稅定率法 等の一部を 改正する法 律（平成二 十年法律第 五号）附則 第一条第三 号に定める 日から平成 二十一年三 月三日まで	一、八六〇 トン（生糸 換算数量と し、繭一ト ンは、生糸 ・四トン に換算する ものとする 。）を三百 六十五で除 して得た数 量に關稅定 率法等の一 部を改正す る法律（平 成二十年法 律第五号） 附則第一条 第三号に定 める日から 平成二十一年 三月三十一 日までの日数 を乗じて得

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
五 一・	繭（繰糸に適するものに 限る。）	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで	一、九九五 トン

た数量（一 トン未満の 端数がある ときは、こ れを四捨五 入して得た 数量）

改正案

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第九条関係）

別表（第一条、第二条、第三条、第四条関係）

番号	手続
一	(省略)
一の一四	関税法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）の規定による届出
一三	(省略)
二七	関税法第六十三条の二第二項（特定保税運送の際の運送目録の提示）の規定による運送目録の提示
二七の二	関税法第六十三条の二第三項（特定保税運送の到着の確認）の規定による運送目録の提示
二七の三	関税法第六十三条の二第四項（特定保税運送の到着の確認後の運送目録の提出）の規定による運送目録の提出
二七の四	関税法第六十三条の二第四項（特定保税運送の到着の確認後の運送目録の提出）の規定による運送目録の提出
二八	(省略)
三	同上
三一	関税法第六十七条の二第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）の規定による承認の申請

現行

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第九条関係）

別表（第一条、第二条、第三条、第四条関係）

番号	手続
一	同上
一の一四	同上
一三	同上
二七	関税法第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）の規定による届出
二七	同上
二八	同上
三	同上
三一	関税法第六十七条の二第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）の規定による承認の申請

四三	~	三七	三六	三五	~	三三	関税法施行令第五十九条の四第一項第四号に掲げる 場合を除く。
(省略)			削除		(省略)		
四三	~	三七	三六	三五	~	三三	関税法施行令第五十九条の三第一項第四号に掲げる 場合を除く。
同上			関税法第九十八条第一項（臨時開庁）の規定による 承認の申請		同上		